

残る記録、動かぬ政府

「優生思想」今もなお

旧優生保護法下の 障害者ら不妊手術

1996年の法改正から約20年。旧優生保護法下で繰り返された障害者らへの不妊手術の問題に光が当たり始めた。共同通信の調査では、氏名入りの資料約2700人分が19道県に現存すると判明。研究者の調査では、生々しい実態も明らかになりつつある。国が救済への動きを見せない中、障害者らは「旧法を検証せず、謝罪もしないことが、現代に優生思想をはびこらせる土壌になっている」と訴える。

(一面に関係記事)



神奈川県立公文書館で見つかった旧優生保護法関係資料のコピー

■無理解

「成人になると、大人の施設に移らなければならぬ」といし、男女が一緒の生活に難い。本人は身辺処理ができず、性的な不安がある。「月経の始末もできない。たとえ子どもができても育児は不可能なので決心した」と。

神奈川県立公文書館で見つかり、立命館大生存学研究所センターの利光恵子客員研究員が分析を進める資料。子どもへの知的障害を理由に不妊手術に同意した親の言葉が記されている。「旧法は生殖機能の剝奪を合法とすることで差別を助長した。障害者が子を産み育てることへの理解も支援もないまま、(親たちが)『子のため』と思われ、同意した様子がかがえる」と利光さんは話す。

■審査会

審査会に提出された申請書や検診録、親族の病気や職業を調べた家系図や手術費明細書もある。審査会のメンバーには、当時の副知事を筆頭に裁判官や地検幹部の名が記されている。

63年度の手術費明細書には卵巣を摘出した事例も。旧法でさえ認めていない手術で経緯の解明が必要だ。共同通信の調査で保存が確認された約2700人分の個人資料も、不妊手術の経緯や状況を知るための重要な手掛かりとして注目される。

■奪われた声

「障害者差別に当たる」との指摘が目立つようになると、旧法は96年、差別に該当する部分を削除し「母体保護法」に改正された。だが責任追及の声は一部にとどまり、政府が謝罪や補償に動きだすことはなかった。

「性について語ることはハードルが高い上、手術をされたことを思い出すつらさがある」。DPI女性障害者ネットワークのメンバー米津知子さんは「被害」を名乗り出る難しさを指摘。「訴え出る人にかじりつかせ足かせをしている。だからこそ声を奪われた」と自身が被害だと認識すべきた」と語る。

旧優生保護法を巡る経過

- 1948年 ▶ 「不良な子孫の出生防止」を掲げた旧優生保護法施行
- 96年 ▶ 優生思想に基づく条文を削除し、母体保護法に改定
- 2015年6月 ▶ 宮城県的女性が旧法に基づき不妊手術を強いられたとして、日弁連に人権救済の申し立て
- 16年3月 ▶ 国連女性差別撤廃委員会が、被害者が法的救済を受けられるように日本政府に勧告
- 17年2月 ▶ 日弁連が「国は被害者に対する謝罪や補償を速やかに実施すべきだ」との意見書を提出
- 18年1月30日 ▶ 宮城県から不妊手術に関する資料の開示を受けた県内別の女性らが、国を相手とする初の損害賠償請求訴訟を起こす予定

■相模原事件

2016年7月、相模原市の知的障害者施設で入所者19人が刺殺される事件が発生。殺人罪などで起訴された被告は「障害者はいなくなればいい」と話したとされ、「優生思想」の問題が大きく取り上げられた。

昨年12月に東京で開かれた障害者団体の集會。仙台地裁に提訴する原告の義姉が「相模原事件は、旧法(の理念)が現代に根強く残る象徴だと思つ」と発言すると、会場からは賛同の声が上がった。

旧法が対象としていたハンセン病の問題に詳しい徳田靖之弁護士は「生きるに値する命と、そうではない命を振り分ける優生思想は、国を挙げた総括がない限り絶えずよみがえるのではないか。その問題性は今こそ問われるべきだ」と訴える。

実態調査と 施策検証を

立命館大生存学研究所センターの利光恵子客員研究員の話。障害を理由に生殖機能を失わせるのは、著しく人権を侵害する行為だ。個人名が記された資料の現存が確認されたのは、実態に迫る上で大きな意味を持つ。一方で大半は既に存在しないとされ、全体像の解明を困難にするとの懸念が残る。存命している当事者もおり、被害を真付ける資料を廃棄すべきではない。政府は各自自治体を通じて早急に実態を調査し、旧優生保護法下での施策を検証する必要がある。また当事者に名乗り出るよう呼び掛け、施策の誤りを謝罪して補償すべきだ。高齢になった当事者が名乗り出るには周囲のサポートが重要。手術に関わった医療や行政の関係者が証言などで事実関係を明らかにしてほしい。